



神奈川県

消防設備会報

第31号 平成26年 8月



マリンシャトルからの眺望

一般財団法人 **神奈川県消防設備安全協会**

〒231-0023
横浜市中区山下町1 シルクセンター4F
TEL 045-201-1908
FAX 045-212-0971
<http://www.02-ksk.or.jp>

消防設備会報 8月号 目次

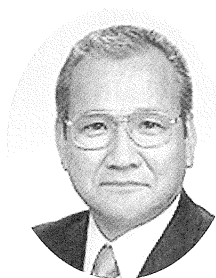
理事長のあいさつ 西津英二	1
表彰の榮譽に輝いた方々	2
特報・県議会の主要3会派に平成27年度に向けた「入札制度に関する要望」を実施	3
寄稿・消防機関から 消防法違反対象物に係る公表制度の実施について 横浜市消防局 査察課長 山田裕之	5
平成26年度第1回理事会・評議員会の概要	7
平成25年度事業の実施結果概要	7
役員の改選	13
平成26年度事業の概要	15
平成25年度消防設備士等試験実施結果（消防設備士試験、危険物取扱者試験）	18
寄稿・点検現場からの報告 点検推進指導員の立ち会いを受けて 社会福祉法人 恩賜財団神奈川県同胞援護会 一之宮愛児園 施設長 岡本政江	20
点検済表示制度の推進キャンペーン	21
消防用設備等点検済表示管理委員会委員名簿	22
防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内	23
通知・通達等	27
(一財)日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧表	29
協会からのお知らせ	30

表紙：マリンシャトルからの眺望

マリンシャトルは山下公園から出航する観光船です。

山下公園～内防波堤～ベイブリッジ～本牧埠頭～大黒埠頭～鶴見つばさ橋～みなとみらい～大棧橋埠頭へと巡ります。

表紙は海から眺めた大棧橋、みなとみらいの風景です。大棧橋には豪華客船ダイヤモンドプリンセス号が停泊し、開国の街横浜を感じられます。



理事長のあいさつ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会
理事長 西津 英二

当協会の業務運営等に関しましては、会員の皆様、そして行政機関、関係団体の皆様にひとかたならぬご支援と、ご指導、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

皆様方のお陰をもちまして、当協会も、昨年（平成25年）4月に財団法人から非営利型の一般財団法人に変わりました丸々1年が経過し、平成26年5月に行われました「理事会」「評議員会」において、一般財団法人として初めての事業報告、決算報告をご承認いただきました。また、役員の変更についてもご審議をいただき、継続してご就任いただく役員と新たに就任していただいた役員の新体制で当協会の業務運営等を進めてまいりますので、会員の皆様のなお一層のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それと、世の中の景気ではありますが、今年4月から消費税率が8%に引き上げられ、景気は少し停滞する気もしますが、当協会の事業運営に当たりましては、この景気の動向に左右されることなく順調に推移しておりますことを、まずもってご報告させていただきます。

今後とも、一般財団法人日本消防設備安全センターや一般財団法人日本防火・防災協会、また、神奈川県からの受託事業などの事業を、しっかりと着実に実施してまいります。

また、防火・防災の普及啓発事業にも努めるとともに、消防設備点検表示制度、いわゆる点検済のラベルの件であります。この推進や様々な会員事業を通じて、消防設備等の適正化の推進、向上を図ってまいります所存です。

一方、神奈川県議会の主要3会派である自民党、民主党・かながわクラブ、公明党に対しては、平成27年度に向けた「入札制度に関する要望」ということで、消防設備等保守管理業務委託の入札に最低制限価格を導入してもらえよう、当協会と関係5団体の協同組合（神奈川県防災消防協同組合、防災かながわ協同組合、横浜市防災機器販売協同組合、川崎市消防設備協同組合、相模原市防災設備協同組合）の合同で、今年度も7月上旬から中旬にかけて要望活動を実施いたしました。

特に、今年度の要望では、既に最低制限価格を導入済みの横浜市が、平成26年1月から設定率を予定価格の3分の2から10分の7.5に引き上げたことで、平成26年度の落札額が最低制限価格導入前の3倍から5倍になった事実を伝え、神奈川県においても前向きに検討していただくよう強く訴えたところです。

いずれにいたしましても、一般財団法人神奈川県消防設備安全協会としましては、当協会会員はもとより、県民の皆様のより一層のお役に立てるよう全力を尽くす所存です。

従来同様、引き続きご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

表彰の榮譽に輝いた方々

第13回 協会理事長表彰

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会は、消防用設備等の設置・維持管理、及び各種工事に関し、永年にわたり適正な業務を行った者又は適正な業務の推進に尽力した者等に対し、理事長表彰を行っています。

平成13年度に表彰制度を創設し、平成26年3月20日「第13回 理事長表彰」を行いました。表彰の基準は、次の各号のいずれかに該当する個人及び事業所について行うものです。

- 1 永年にわたり、消防用設備等の適正な業務に従事し、あるいは、消防用設備等に関する各種工事等の業務に従事し、他の模範となると認められる者
- 2 永年にわたり、消防用設備等の適正な業務の推進に尽力し、あるいは、消防用設備等に関する各種工事等の業務の推進に尽力した者
- 3 消防用設備等点検済表示制度の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有する事業所

今回の「第13回 理事長表彰」にあたりましては、協会の理事、評議員で構成する「理事長表彰選考委員会」において選考を行い、受賞者を決定いたしました。理事長表彰の受賞者は次のとおりです。

・表彰式日時 平成26年3月20日（木） 11時30分～13時30分

・場 所 ホテルモントレ横浜（元、ザ・ホテルヨコハマ）

・受賞者（表彰区分順、五十音順、敬称略）

秋山 芳夫（双信消防設備株式会社 代表取締役）

一宮 英雄（東京消設株式会社 代表取締役）

金子 幸男（有限会社防災管理 代表取締役）

鬼嶋 一司（扶桑電機株式会社 代表取締役）

清水 克己（パシフィック通工株式会社 代表取締役）

関口 輔（横浜防災工事有限公司 代表取締役）

田澤 隆明（株式会社つくし電業所 取締役会長）

丸山 茂（丸一防災株式会社 代表取締役）

渡部 伸（日商工業株式会社 代表取締役）

宮田工業株式会社本社営業所（所長 高宮 広之）



特報

県議会の主要3会派に 平成27年度に向けた「入札制度に関する要望」を実施

神奈川県議会の主要3会派である自民党、民主党・かながわクラブ及び公明党に対して、平成27年度に向けた「入札制度に関する要望」（消防設備保守点検業務委託への最低制限価格の導入）ということで、今年度も、7月中旬から下旬にかけて実施しました。

要望内容は、平成22年度からこれまで4年間、毎年実施してきた継続要望と同じもので、「神奈川県では、消防設備保守点検業務委託について、平成24年度入札分から「労働関係法規遵守状況調査」を入札要件として実施していただいているが、県民の生命、安全確保を使命とする我々の業務に御理解いただくとともに、公正、適正な入札制度の導入を行っていただくため」に、次の要望を行うものです。

【要望団体名】

① (一財)神奈川県消防設備安全協会	理事長	西津英二
② 神奈川県防災消防協同組合	代表理事	石田正
③ 防災かながわ協同組合	代表理事	竹洞勉
④ 横浜市防災機器販売協同組合	代表理事	木内忠
⑤ 川崎市消防設備協同組合	代表理事	工藤修
⑥ 相模原市防災設備協同組合	代表理事	一宮英雄

【具体的な要望内容】

- 1 神奈川県会計局調達課所管の消防設備保守点検業務委託（営業種目「消防施設保守管理委託」で行う業務）の入札に当たって、「労働関係法規遵守状況調査」を入札要件として実施していただいているが、低価格入札に歯止めがかかっていない。
そこで、平成24年1月から既に導入済みの横浜市方式と同様、神奈川県においても、人件費比率の高い消防設備保守点検業務委託への最低制限価格の導入を是非とも図っていただきたい。
- 2 神奈川県会計局調達課所管以外の消防設備保守点検業務委託の入札に当たっても実態を調査し、消防設備保守点検業務委託が適正に実施されるよう責任を持って指導していただきたい。
- 3 現下の中小企業等を取り巻く本県経済の低迷の状況に鑑み、入札の実施にあたっては県内企業について配慮していただきたい。

【主要3会派への要望活動】

各会派への要望活動は、次の日程で実施しました。

① 公明党県議団への要望活動

- ・日時：平成26年7月9日（水） 16時00分～17時00分
- ・場所：神奈川県庁新庁舎8階「議会会議室」
- ・当方：西津英二理事長、清水廣司小委員会委員長、

石田正県協同組合理事長、竹洞勉防災かながわ協同組合理事長、
木内忠横浜市協同組合理事長、工藤修川崎市協同組合理事長、
一宮英雄相模原市協同組合理事長、溝呂木事務局長、曾根指導部長（計9名）

- ・相手方：公明党県議会議員4名
藤井深介県議（神奈川区）、赤井かずのり県議（平塚市）、高橋稔県議（港南区）、
西村くにご県議（川崎区）

② 自民党県議団への要望活動

- ・日時：平成26年7月10日（木） 10時35分～11時05分
- ・場所：神奈川県庁新庁舎9階「議会会議室」
- ・当方：西津英二理事長、清水廣司小委員会委員長、木内忠横浜市協同組合理事長、
工藤修川崎市協同組合理事長、溝呂木事務局長、曾根指導部長（計6名）
- ・相手方：自民党（建設グループ）県議会議員8名、神奈川県連副会長1名、
神奈川県選出国会議員の秘書多数
佐藤光県議（茅ヶ崎市）、桐生秀昭県議（港南区）、竹内英明県議（横須賀市）、
嶋村ただし県議（港北区）、石井もとみち県議（泉区）、国松誠県議（藤沢市）、
山口貴裕県議（厚木市）、田中徳一郎県議（幸区）、松田良昭県議（戸塚区）

③ 民主党・かながわクラブ県議団への要望活動

- ・日時：平成26年7月17日（木） 10時00分～10時30分
- ・場所：神奈川県庁新庁舎8階「議会会議室」
- ・当方：西津英二理事長、木内忠横浜市協同組合理事長、溝呂木事務局長、
曾根指導部長（計4名）
- ・相手方：民主党・かながわクラブ県議会議員7名
長友よしひろ県議（相模原市緑区）、豊島きよし県議（小田原市）、
大村博信県議（横須賀市）、松崎淳県議（金沢区）、山口ゆう子県議（都筑区）、
寺崎雄介県議（相模原市中央区）、松本清県議（泉区）

消防機関から

消防法違反対象物に係る公表制度の実施について

横浜市消防局

査察課長 山田裕之

1 はじめに

横浜市は、本年10月1日から、消防法に違反している対象物を消防局ホームページで公表する「違反公表制度」の運用を開始します。

「違反公表」という言葉の響きに、何か制裁的な意味合いを感じた方が少なくないのではないのでしょうか。決してそうした性格を帯びたものではありません。なぜ今、公表制度なのか。何を公表するのか。こうした疑問を持たれた方も多くいらっしゃると思います。

では、少々誌面をお借りし、横浜市の違反公表制度について紹介させていただきます。

2 違反事実の公表と課題

実は既に全国の消防機関に消防法違反対象物を公表する仕組みが存在しています。消防法違反に対して命令を行った場合は、命令内容を記した標識を違反対象物に貼付するなどして公表することが消防法に義務づけられているからです。

しかし、命令は、査察での繰り返し指導や警告の後に行うのが一般的で、必要となる事務手続き等もあるため、命令の実施すなわち違反事実が公表されるまでには、かなりの時間を要してしまいます。大規模な対象物で権利関係が複雑となれば、なおさらのことです。

消防法違反対象物で火災が発生し、当該対象物の危険性が明かされていなかったために、建物関係者と直接関係のない方々が火災被害の巻き添えとなるようなことは許されません。

近年惨事となった全国各地の火災事例を踏まえ、有識者の方々から、こうした時間的空白を埋めるために、重大な消防法違反対象物など建物の危険性に関する積極的な情報公開制度の仕組みが必要であるとの指摘がなされていました。

3 横浜市の違反公表制度

横浜市では、昨年12月に総務省消防庁から発出された「違反対象物に係る公表制度の実施について」との通知に基づき、火災予防条例を改正し違反公表制度を創設しました。

公表の対象となる対象物及び違反内容などの詳細は、火災予防規則に定めることとし、現在、改正作業を進めていますが、その概要は次表のとおりです。消防庁通知を基本としながらも、過去の火災実態や違反実態等を考慮した本市独自の定めとする予定です。

区分	総務省消防庁	横浜市（案）
公表対象物	特定防火対象物	全ての防火対象物
公表違反内容	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の全体未設置	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備について ①全体未設置 ②維持管理不良（主要機能が喪失）
公表手続き	違反通知後、14日経過しなお引き続き同一の違反が認められる場合に、消防局ホームページに違反建物の名称、所在地、違反内容等を掲載	

4 違反是正及び違反の未然防止に向けた取組

本市では、消防法違反対象物が関係した火災で、消防法違反が人命被害の拡大に影響したような事例は、幸いにも生じていません。しかし、公表に該当するような違反を抱える対象物は、毎年相当数存在しているのが実態です。このような違反対象物には、火災時の危険性を説明しながら、早期是正に向けた指導を重ねていますが、是正に向けた御理解をいただけない場合には、警告や命令といった上位措置への移行をこれまで以上に前倒しするなど、毅然と是正を求めていきます。


ところで、なぜこうした違反対象物が発生するのでしょうか。残念なことに公表に該当する市内の消防法違反の約7割は、無届の増築工事や用途変更工事に起因しているのです。正規の手続きさえ踏まえていれば、多くの消防法違反が未然に防止できるのです。違反是正は大事ですが、それ以上に違反を生まない指導こそ重要です。そのため横浜市では、消防局と建築局の連携による広報活動をはじめ、建設、不動産、ビルメンテナンスといった各種業界団体にも協力を求めながら、適正手続きの普及啓発に力を入れて取り組んでいます。

5 おわりに

皆様方にも御経験がおありのことと存じますが、正規の手続きを踏まえなかったために、消防機関から予期せぬ重大な消防法違反を指摘され、驚き、困惑される建物関係者は少なくありません。

皆様方におかれましては、火災による人命危険の回避はもちろんのこと、消防法違反の抑止や消防法違反の早期是正といった観点から、違反公表制度の趣旨について十分な御理解を賜り、建築工事等に係る適正手続きの実施など、建物関係者への適切なアドバイスについて引き続きの御協力を切にお願い申し上げます。




横浜市消防局から重要なお知らせです



違反公表制度開始 火災予防上危険な建物を 確認できます！

消防局
HPで

確認できます！

 重大な消防法違反のある建物をホームページで公表する ワン
 皆さんが建物の危険性を「自身で」「事前に」確認できる ワン
 平成26年10月1日から公表制度が始まる ワン

●公表制度の概要

重大な消防法違反のある建物をホームページで公表する制度です。

市民の皆さんが、建物の火災予防上の危険性を事前に確認できるので、万が一の火事の被害に巻き込まれるリスクを回避できます。

●公表の対象となる消防法違反^(※)


火災の早期発見に有効な自動火災報知設備、初期消火に大きな役割が期待される屋内消火栓設備、スプリンクラー設備の設置義務がある建物で、

⇒これらの消防用設備等が設置されていないもの
⇒設置されていても管理の状況が悪く使用できないようなもの

●公表の手続き^(※)

立入検査を実施し、上記消防法違反を建物関係者に通知をした日から、14日経過後に引き続き違反が継続しているとき横浜市ホームページで公表します。

※公表の対象となる消防法違反と公表の手続きは、横浜市火災予防規則に定める予定です。



横浜市消防局キャラクター
はまくん

安全・安心な暮らしをサポートします！

YOKOHAMA CITY FIRE BUREAU

横浜市消防局

消防局のホームページはコチラ

横浜消防

検索

http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/
※公表制度は10月1日から

《参考》違反公表制度に係る県内消防本部の状況

本市のほか、県内では川崎市と相模原市が違反公表制度の運用を予定しています。既に川崎市消防局は火災予防条例の改正を終え、本年10月1日からの運用開始が決定しています。また、相模原市消防局は同日からの運用開始を目指し、火災予防条例の改正を予定しているそうです。公表対象物や公表違反内容の詳細は、各消防局にお尋ねください。

平成26年度第1回理事会・評議員会の概要

平成26年度第1回理事会を平成26年5月15日（木）シルクセンター地下大会議室において、また、平成26年度第1回評議員会を平成26年5月29日（木）に同じくシルクセンター地下大会議室で、それぞれ開催しました。

当日は、次の議案についてご審議いただき、承認されました。

- ・第1号議案 平成25年度事業報告について
- ・第2号議案 平成25年度決算について
- ・第3号議案 役員の改選について

平成25年度事業の実施結果概要

消防設備等の設置及び維持管理の適正化を図ることはもとより、地域社会における被害の軽減と社会公共の福祉の増進に寄与するため、各種の事業を実施しました。

1 各種講習事業

(1) 消防設備点検資格者講習

点検資格者の資格を付与する講習で、（一財）日本消防設備安全センターの委託を受けて実施しました。

種 別	前 期	中 期	後 期	申請者数	受講者数
1 種	6/18～6/20	11/27～11/29	3/5～3/7	403	390
2 種	6/25～6/27	12/11～12/13	3/12～3/14	396	372
計				799	762

(2) 消防設備点検資格者再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日、または消防設備点検資格者再講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年を経過する日までの期間に該当する者を対象とした講習で、（一財）日本消防設備安全センターの委託を受けて実施しました。

種 別	前 期	中 期	後 期	申請者数	受講者数
1 種	4/18・4/23	7/8・7/10	2/13・2/14	699	695
2 種	4/19・4/24	7/9・7/11	2/20・2/21	676	671
計				1,375	1,366

(3) 消防設備士講習

消防設備士の免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、またはその講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県からの委託を受けて実施しました。

種 別	実 施 日	申請者数	受講者数
消火設備	10/2・10/18・11/7・11/19	562	560
警報設備	10/3・10/8・10/16・11/8 11/20	892	881
避難設備・消火器	10/4・10/9・10/17・11/6 11/21	631	625
計		2,085	2,066

(4) 蓄電池設備整備資格者講習

蓄電池設備整備資格者の資格を付与する講習で、(一社)電池工業会の委託を受けて実施しました。

・受講者数 137人(12/5・12/6)

(5) 防火管理講習

防火管理者の資格を付与する講習で、(一財)日本防火・防災協会の委託を受けて実施しました。

種 別	実 施 日	申請者数	受講者数
甲種防火管理新規講習	4/25・26, 5/9・10, 6/6・7, 6/13・14, 7/1・2, 7/4・5, 7/18・19, 8/8・9, 9/4・5, 9/25・26, 10/24・25, 10/29・30, H26年1/30・31, 2/27・28, 3/3・4, 3/27・28	2,673	2,512
乙種防火管理新規講習	H26年2/27	52	49
甲種防火管理再講習	12/18	86	83
防災管理新規講習 (単独)	H26年2/19	51	47
防火防災新規講習 (併催)	5/21・22, 8/22・23, 9/12・13, 11/14・15	744	707
防火防災管理再講習 (併催)	H26年3/27	18	18
計	24回	3,624	3,416

(6) 消防設備士受験準備講習

消防設備士の試験を受験しようとする者を対象に、法令及び機能・構造に関する講習を協会の自主事業として実施しました。

種 別	日 時	申 請 者	受 講 者
1 類	7/23・7/24	4	4
4 類	7/23・7/25	17	17
6 類	7/23・7/26	24	24
合 計		45	45

(7) 消防設備実技・実務研修会

消防用設備等の点検・整備業務に従事する方を対象に、技能の向上及び点検済表示制度の推進を図ることを目的に、協会の自主事業として関係事業所のご協力をいただき実施しました。

研修項目	研 修 日	協 力 事 業 所	申 請 者 数	受 講 者 数
		会 場		
自火報実務	9/6	ホーチキ株式会社	64	60
		かながわ労働プラザ		
消火器実技	9/10	宮田工業株式会社	18	17
		(同上) 研修室及び実験棟		
計			82	77

2 普及啓発事業等

1 会員制度維持事業

講習会・研修会等の開催、法令の改正、新機器開発の紹介、参考図書の斡旋等について、随時情報の提供を行うとともに、消防設備会報（年2回）及びFAXニュースを発行し、全会員に対して各種の情報提供を行った。

消防設備会報（8月号及び新年号） 各650部

FAXニュース 年9回

2 消防用設備点検報告制度普及推進事業

(1) 消防用設備等点検済表示管理委員会

当協会では、平成8年7月から発足し、県内消防機関、防火対象物関係者、消防設備メーカー、当協会職員の35名の委員により構成され、消防用設備等点検制度に係る諸事項について審議、運営している。

開催年月日：平成25年7月19日、平成26年2月25日

平成25年度は、昨年度に引き続き、公立施設における低価格入札に対する対応策について小委員会で検討し、神奈川県知事に対し、再度要望書を提出するなど入札制度の改善に向けた取り組みを行ったほか、廃消火器リサイクルシステムにおける特定窓口に関する法令等遵守確認調査の契約締結の諾否について審議し、業務を受託して確認調査を実施した。

消防用設備等点検済表示管理委員会の小委員会は、次の7名で構成されている。

清水 廣司委員（小委員会委員長） 石田 正委員 竹洞 勉委員
木内 忠委員 工藤 修委員 一宮 英雄委員 溝呂木義人委員

また、調整検討委員会において点検推進指導員から付託された事項を審議した。

消防用設備等点検済表示管理委員会の調整検討委員会は、次の6名で構成されている。

石黒 元徳委員 西山 茂委員 落合 俊雄委員 前田 純一委員
菅野 光男委員 小関 正男委員

(2) 点検済票交付事業

消防用設備等点検済表示制度に基づき、消火器用、消火器以外の『点検済票』の発行・交付を行った。

平成25年度実績 = 1,139,460枚

(3) 点検推進指導員派遣

点検推進指導員 2名

実施施設 101施設（うち小中学校53施設）

教育委員会からの依頼を受け、学校での保守点検時の立会を実施し、最低制限価格導入後の状況を把握した。（25年度から新たに川崎市内の小中学校の立会も実施）

(4) 表示登録会員等研修会

回数	開催年月日	場 所	出席者数	備 考
第1回	平成25年 6月26日	大和市商工会議所 会 議 室	14名	実施内容 ・ダンパーの構造とメンテナンス 等について
第2回	平成25年 8月6日	かながわ労働プラザ 会 議 室	25名	実施内容 ・消防防災業務で働くことについて等
合 計（2回）			39名	

(5) その他普及啓発事業

- ① 県社会福祉協議会発行の「福祉タイムズ」6月号に点検済表示制度について寄稿
- ② 県ビルメンテナンス協会発行の「KBM 会報」（年3回発行）に点検済表示制度について寄稿

③ 「かながわ防災フェア2013」への参加

神奈川県主催の「かながわ防災フェア2013」は当日の悪天候で中止になったが、事前作成の広報用ポスターの制作を支援し、事業のPRと参加者募集に尽力した。

・かながわ防災フェア2013

日時 平成25年10月20日(日)
 場所 神奈川県総合防災センター
 参加者数 荒天のため中止
 (24年度 1,962人)



3 県民等への便宜等の提供

1 刊行物販売事業

(一財)日本消防設備安全センターが発行する消防用設備等に関する法令・技術関係及び受験対策などの参考図書類の斡旋を行った。

2 防火基準点検済証及び防火優良認定証(防火セイフティマーク)等頒布斡旋事業

防火対象物定期点検報告書制度に係る『防火基準点検済証』(48件)、『防火優良認定証』(158件)、『防火自主点検済証』(17件)、『防災基準点検済証』(2件)、『防火・防災基準点検済証』(3件)、『防火・防災優良認定証』(9件)、『防災優良認定証』(2件)の頒布斡旋を行った。

4 各種会議の開催

1 理事会、評議委員会

(1) 理事会

平成25年5月16日、平成26年3月20日

(2) 評議委員会

平成25年5月30日

2 消防・防災関係機関会議、関東ブロック会議、全国会議

(1) 神奈川県消防課との関係

- ・平成25年度神奈川県消防設備士講習の事務受託及び講習会の実施
- ・法令改正、各種通達の移牒や消防研究所・消防検定協会等関係団体から情報提供を受けた。

(2) 県内消防機関との関係

- ・消防防災業務に係る打合せ会（第1回）

開催年月日 平成25年7月19日

場 所 シルクセンター地下会議室

参加者 31名

実施内容 「今後の予防行政の動向について」

「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業の概要について」

講師 川崎市消防局査察課長ほか

- ・消防防災業務に係る打合せ会（第2回）

開催年月日 平成26年2月25日

場 所 シルクセンター地下会議室

参加者 32名

実施内容 「横浜市内での査察執行体制の充実強化検討について」

講師 横浜市消防局査察課長

(3) 一般財団法人日本消防設備安全センターとの関係

- ・賛助会員として安全センター事業に協力した。
- ・点検資格者本講習、同再講習等に係る委託契約を締結し、講習会を実施した。
- ・安全センター取扱保険（消防設備点検業者損害賠償保険、消防防災福利厚生支援事業）の加入促進及び手続事務の実施。
- ・消防設備関係講習の講師等に対する事故保険に加入。
- ・安全センター作成ポスター、しおり、月刊フェスク等の提供を受けた。
- ・安全センター発刊の参考図書・各種講習用テキストの供給を受けた。
- ・全国消防設備共済会の委員として役員を派遣し、事業に協力した。

(4) 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会との関係

1都9県で構成する連絡協議会の総会、代表者会議、事務局長会議等に参加し、安全センター、他県協会との情報交換を積極的に行った。

(5) その他の関係機関との関係

- ・（公財）川崎市消防防災指導公社に、理事及び評議員として役員を派遣した。

一 役員 の 改 選 一

平成26年度第1回理事会、評議員会において、理事の役員改選及び人事異動等に伴う評議員の補充選任が行われました。7月現在の理事・監事・評議員については名簿のとおりです。

(一財) 神奈川県消防設備安全協会役員名簿

(平成26年7月 業種別理事・監事 敬称略)

役 職	区 分	氏 名	所 属 ・ 会 社 名	所 属 役 職
理 事 長	消防用設備・機器	西 津 英 二	株式会社栄広プロビジョン	代表取締役
副理事長	電 気 設 備	山 口 宏	(一社) 神奈川県電業協会 株式会社共栄社	会長 代表取締役社長
〃	管 工 事 ・ 空 調	佐々木 靖 太	神奈川県管工事協同組合連合会 太建工業株式会社	会長 代表取締役社長
理 事	消防用設備・機器	正 木 隆 之	ニッタン株式会社横浜支店	支店長
〃	〃	小 倉 龍 彦	モリタ宮田工業株式会社	取締役営業統括本部 東日本営業本部長
〃	〃	田 中 栄 一	ホーチキ株式会社横浜支店	支店長
〃	〃	石 田 正	神奈川県防災消防協同組合 株式会社アトラス	理事長 代表取締役
〃	〃	竹 洞 勉	防災かながわ協同組合 株式会社東弘商会	理事長 代表取締役
〃	〃	河 本 俊 二	株式会社河本総合防災	代表取締役社長
〃	〃	黒 澤 麻 志	相日防災株式会社	代表取締役社長
〃	電 気 設 備	十八日 義 雄	(一社) 神奈川県電業協会 トヨオカ電気株式会社	副会長 代表取締役社長
〃	〃	名 取 隆 司	神奈川県電気工事工業組合 ナトリ電設株式会社	理事長 代表取締役
〃	管 工 事 ・ 空 調	金 子 繁 夫	神奈川県管工事協同組合連合会 株式会社金子工業所	理事 代表取締役
〃	公 社 ・ 協 会	石 部 裕 通	(一社) 神奈川県経営者協会	専務理事
〃	〃	福 井 昭 久	(公財) 川崎市消防防災指導公社	理事長
常務理事	〃	溝呂木 義 人	(一財) 神奈川県消防設備安全協会	事務局長
監 事	消防用設備・機器	邑 上 一 弥	横浜市防災機器販売協同組合 株式会社東神防災工業	専務理事 代表取締役
〃	電 気 設 備	座喜味 正 裕	神奈川県電気工事工業組合	事務局長

(一財) 神奈川県消防設備安全協会評議員名簿

(平成26年7月 業種別評議員 敬称略)

区 分	氏 名	所 属・会社名	所属役職
消 防 機 関	久保田 真人	横浜市消防局 (消防長会横浜地区長)	予防部長
〃	田 中 経 康	川崎市消防局 (消防長会川崎地区長)	予防部長
〃	田 後 秀 雄	相模原市消防局 (消防長会相模原地区長)	参事兼予防課長
〃	田 中 晃	横須賀市消防局 (消防長会三浦半島地区長)	予防課長
〃	鈴 木 正	平塚市消防本部 (消防長会湘南地区長)	予防課長
〃	小 池 和 宏	小田原市消防本部 (消防長会県西地区長)	予防課長
〃	萩野谷 公一	大和市消防本部 (消防長会県央地区長)	参事兼予防課長
消防用設備・機器	一 宮 英 雄	相模原市防災設備協同組合 東京消設株式会社	理事長 代表取締役
〃	木 内 忠	横浜市防災機器販売協同組合 共栄防災設備株式会社	理事長 代表取締役
〃	工 藤 修	川崎市消防設備協同組合 株式会社赤塚防災設備	理事長 代表取締役
〃	清 水 廣 司	株式会社清水商工	代表取締役
〃	武 富 卓 男	清新防災株式会社	代表取締役
〃	一寸木 彰	大東総合防災株式会社	代表取締役
〃	野 村 明 弘	株式会社渡辺武商店湘南支店	支店長
電 気 設 備	青 博 孝	神奈川県電気工事工業組合 向栄電気工業株式会社	副理事長 代表取締役
〃	松 田 茂	一般社団法人神奈川県電業協会 株式会社江電社	常任理事 代表取締役社長
管 工 事・空 調	森 川 純 臣	神奈川県管工事協同組合連合会	専務理事
〃	安 部 博 幸	一般社団法人神奈川県空調衛生工業会	専務理事
防火対象物関係者	栗 田 敏 彦	一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会	会長
〃	横 井 俊 郎	大和市立上和田小学校	教頭
〃	細 谷 享 市	一般社団法人神奈川県経営者協会防災委員会 三菱重工業株式会社横浜製作所	防災委員会委員 主席
〃	倉 田 雅 史	一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会 株式会社東海ビルメンテナンス	副会長 代表取締役
関 連 団 体	石 井 忠	公益社団法人横浜市防火防災協会	会長
〃	八 木 繁 雄	公益社団法人相模原市防災協会	理事長
〃	安 田 正 命	公益財団法人神奈川県消防協会	会長
〃	牛 尾 修 一	一般社団法人神奈川県危険物安全協会連合会	専務理事

平成26年度事業の概要

平成26年3月20日(木)の「平成25年度第2回理事会」において承認された平成26年度事業の概要をお知らせいたします。

◎ 各種講習事業

平成26年度の講習会事業につきましては、8月までに終了している講習もありますが、年間を通じての講習日程は次のとおりです。

講習名	時期	規模	場所	概要
消防設備点検資格者講習	6月11～12月3月	690	神奈川県電気工事会館	(一財)日本消防設備安全センターから受託第1種・第2種の資格付与講習
消防設備点検資格者再講習	4月7月1～2月	1,440	神奈川県電気工事会館	(一財)日本消防設備安全センターから受託第1種・第2種免状の交付を受けた日以降における最初の4月1日から5年以内の講習
消防設備士講習	10～11月	全類 2,100	かながわ労働プラザ他	県知事から受託免状取得後最初の4月1日から2年以内、講習受講後最初の4月1日から5年以内の講習
消防設備士受験準備講習	7月	4類、6類 40	かながわ労働プラザ	協会の自主事業 消防設備士試験受験のための準備講習
蓄電池設備整備資格者講習	12月	100	神奈川県電気工事会館	(一社)電池工業会から受託蓄電池設備整備資格付与のための講習
防火・防災管理講習	年間	3,035	ヴェルクよこすか他	(一財)日本防火・防災協会から受託甲種防火管理者の資格の付与及び再講習、防災管理者の資格の付与講習
消防設備関係実技研修会	9月	20	モリタ宮田工業(株)	協会の自主事業 消防設備点検資格者等を対象に、消火器の研修
消防設備関係実務研修会	9月	100	かながわ労働プラザ	協会の自主事業 消防設備点検資格者等を対象に、自動火災報知設備の研修

◎ 普及啓発事業・情報提供事業

協会会員の方、防火対象物関係の方、県民の方等のそれぞれ対象を考慮して、各種の普及啓発事業を実施してまいります。主な普及啓発事業は次のとおりです。

(1) 消防設備会報の発行

- ・協会事業のお知らせ、消防法改正、通知・通達等
- ・1月、8月に発行
- ・会員対象

(2) 防災情報の発信

- ・消防用設備等の点検報告制度、点検済表示制度の周知
- ・(一社)神奈川県ビルメンテナンス協会及び神奈川県社会福祉協議会発行の会報に点検報告制度等について寄稿する。
- ・防災フェア等消防防災関係機関の行事への参加
- ・県民、防火対象物関係者対象

(3) F A Xニュースの発行

- ・緊急のお知らせ、消防法関係の通知・通達
- ・適宜(年8回程度)発行
- ・会員対象

(4) ホームページでの情報提供

- ・協会の事業紹介、各種講習会、研修会のお知らせ
- ・定期更新による情報提供
- ・県民、会員、防火対象物関係者対象
< <http://www.02-ksk.or.jp> >

(5) パンフレット等の配付

- ・消防用設備等点検報告制度、点検済表示制度、消火器の不適正点検防止等のパンフレット、リーフレット等
- ・各種講習会・研修会で配付、消防機関を通じて配付、各種行事で配付
- ・県民、防火対象物関係者対象

◎ 行政機関及び関係機関・団体との連絡調整事業

(1) 神奈川県安全防災局安全防災部消防課との連絡調整

- ・消防法令の改正、各種通知・通達等資料の提供を受けるとともに、協会運営について適宜指導を受けます。
- ・消防設備士法定講習について受託実施します。

(2) 消防機関との連携、消防機関への協力

- ・消防機関の適宜指導を仰ぐとともに、緊密に連携をして、実効ある事業の推進に努めていきます。
- ・県下消防機関に対し、普及啓発資料等について情報交換を行います。

(3) (一財) 日本消防設備安全センターとの連携

- ・各種講習会について受託実施します。
- ・消防用設備等点検済表示制度についての指導を受けます。
- ・安全センター各種保険の事務の取扱を行います。

(4) 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会を通して各都県協会との連絡調整

- ・関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会を通して、各都県協会との情報交換・共同事業の推進を行います。

◎ 消防用設備等点検済表示制度推進事業

- ・消防用設備等点検済表示制度に基づく点検済票の交付を行います。
- ・防火対象物の消防設備等点検時に点検推進指導員を派遣し立会います。

◎ 協会理事長表彰

協会の業務推進についての協力、消防用設備等の設置・適正な維持管理に尽力、貢献した事業所及び従業員に対し第14回理事長表彰を行います。

- ・永年にわたり、消防用設備等に関する各種工事整備点検等の業務に従事し、他の模範となると認められる者
- ・消防用設備等点検済表示制度の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有す事業所

◎ 消防用設備等関係参考図書類斡旋事業

- ・法令、技術、受験対策等の図書類の斡旋を行います。

◎ 防火基準点検済証及び防火優良認定証（防火セイフティマーク）等頒布斡旋事業

- ・防火対象物定期点検報告制度に係る「防火基準点検済証」及び「防火優良認定証」等頒布斡旋を行います。

平成25年度消防設備士等試験実施結果

消防設備士試験

第1回

(平成25年9月8日)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種	特類	27	21	6	77.8%	10	11	47.6%
	第1類	207	155	52	74.9%	46	109	29.7%
	第2類	69	56	13	81.2%	23	33	41.1%
	第3類	47	38	9	80.9%	19	19	50.0%
	第4類	283	219	64	77.4%	80	139	36.5%
	第5類	52	42	10	80.8%	21	21	50.0%
	小計	685	531	154	77.5%	199	332	37.5%
乙種	第1類	41	31	10	75.6%	8	23	25.8%
	第2類	25	22	3	88.0%	4	18	18.2%
	第3類	15	10	5	66.7%	3	7	30.0%
	第4類	251	205	46	81.7%	91	114	44.4%
	第5類	25	20	5	80.0%	10	10	50.0%
	第6類	395	319	76	80.8%	121	198	37.9%
	第7類	73	63	10	86.3%	39	24	61.9%
小計	825	670	155	81.2%	276	394	41.2%	
合計		1,510	1,201	309	79.5%	475	726	39.6%

第2回

(平成26年3月16日)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種	特類	45	32	13	71.1%	10	22	31.3%
	第1類	285	191	94	67.0%	64	127	33.5%
	第2類	85	67	18	78.8%	18	49	26.9%
	第3類	73	51	22	69.9%	22	29	43.1%
	第4類	434	304	130	70.0%	123	181	40.5%
	第5類	76	53	23	69.7%	10	43	18.9%
	小計	998	698	300	69.9%	247	451	35.4%
乙種	第1類	60	40	20	66.7%	6	34	15.0%
	第2類	22	18	4	81.8%	6	12	33.3%
	第3類	17	13	4	76.5%	4	9	30.8%
	第4類	350	258	92	73.7%	76	182	29.5%
	第5類	30	22	8	73.3%	7	15	31.8%
	第6類	514	411	103	80.0%	184	227	44.8%
	第7類	168	143	25	85.1%	100	43	69.9%
小計	1,161	905	256	78.0%	383	522	42.3%	
合計		2,159	1,603	556	74.2%	630	973	39.3%

神奈川県 消防設備会報

危険物取扱者試験

第1回

(平成25年6月2日)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲	種	496	437	59	88.1%	160	277	36.6%
乙	第1類	86	82	4	95.3%	49	33	59.8%
	第2類	90	86	4	95.6%	66	20	76.7%
	第3類	120	115	5	95.8%	89	26	77.4%
	第4類	1,473	1,278	195	86.8%	536	742	41.9%
	第5類	128	121	7	94.5%	96	25	79.3%
	第6類	99	97	2	98.0%	64	33	66.0%
	小計	1,996	1,779	217	89.1%	900	879	50.6%
丙	種	120	111	9	92.5%	90	21	81.1%
合計		2,612	2,327	285	89.1%	1,150	1,177	49.4%

第2回

(平成25年8月25日)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲	種	473	414	59	87.5%	182	232	44.0%
乙	第1類	109	101	8	92.7%	82	19	81.2%
	第2類	82	77	5	93.9%	58	19	75.3%
	第3類	126	115	11	91.3%	78	37	67.8%
	第4類	1,639	1,425	214	86.9%	531	894	37.3%
	第5類	140	128	12	91.4%	99	29	77.3%
	第6類	115	108	7	93.9%	81	27	75.0%
	小計	2,211	1,954	257	88.4%	929	1,025	47.5%
丙	種	76	67	9	88.2%	48	19	71.6%
合計		2,760	2,435	325	88.2%	1,159	1,276	47.6%

第3回

(平成25年11月17日)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲	種	547	502	45	91.8%	214	288	42.6%
乙	第1類	94	88	6	93.6%	66	22	75.0%
	第2類	121	120	1	99.2%	94	26	78.3%
	第3類	153	147	6	96.1%	108	39	73.5%
	第4類	1,767	1,567	200	88.7%	697	870	44.5%
	第5類	149	145	4	97.3%	107	38	73.8%
	第6類	110	103	7	93.6%	82	21	79.6%
	小計	2,394	2,170	224	90.6%	1,154	1,016	53.2%
丙	種	114	105	9	92.1%	71	34	67.6%
合計		3,055	2,777	278	90.9%	1,439	1,338	51.8%

第4回

(平成26年2月23日)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲	種	613	542	71	88.4%	200	342	36.9%
乙	第1類	112	106	6	94.6%	74	32	69.8%
	第2類	118	113	5	95.8%	73	40	64.6%
	第3類	163	155	8	95.1%	114	41	73.5%
	第4類	1,743	1,483	260	85.1%	627	856	42.3%
	第5類	142	139	3	97.9%	121	18	87.1%
	第6類	145	142	3	97.9%	107	35	75.4%
	小計	2,423	2,138	285	88.2%	1,116	1,022	52.2%
丙	種	88	77	11	87.5%	58	19	75.3%
合計		3,124	2,757	367	88.3%	1,374	1,383	49.8%

点検現場からの報告

点検推進指導員の立ち合いを受けて

社会福祉法人 恩賜財団神奈川県同胞援護会
 一之宮愛児園
 施設長 岡 本 政 江

一之宮愛児園は社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会の施設です。法人は横浜市、相模原市、横須賀市、逗子市、平塚市、寒川町において救護施設、特別養護老人ホームほかデイサービス等の各種居宅介護サービス、保育所、母子生活支援、診療所等の経営を通じ、地域に根ざした福祉サービスを推進し今日に至っております。



寒川町には2つの保育園が昭和30年、31年と開園され、公設民営として法人が受託運営をしていましたが、「一小学校に一保育園」との町の方針で昭和38年2月に一之宮愛児園が開園され、51年の長い年月を歩んできています。時代の流れと共に平成18年から指定管理者制度へ移行し、また平成26年度からは法人に移管され、民設民営として保育所運営がはじまりました。

私が所属する一之宮愛児園は、寒川町の南部に位置し、近くには工業地帯があり、近年、さがみ縦貫道の南インターが出来、交通の便がよくなりました。

近隣に住宅が増えていますが、まだまだ田畑もあり自然豊かでのびのびと遊べる環境です。その中で0歳児から5歳児までの保育にける園児（定員180名、8月1日現在188名在籍）が日々過ごし、延長保育、障害児保育、地域の子育て支援事業を行っている保育園です。

防災管理業務については園児たちの安全確保を第一とし、火災及び地震等災害の未然防止やその軽減を図ることを一年間の訓練実施計画に盛り込み、毎月、避難及び消火に対する防災訓練を行っています。非常時の職務分担、避難経路図の掲示はもちろんのこと、災害時に備えて食料等の備蓄、消防設備点検の実施、消防署への報告等を行っています。また、煙体験や放水、水消火器の消火訓練等の実体験、町内の保育園、小学校、中学校と合同での引き取り訓練も実施しています。そして、9月には「かながわシェイクアウト（神奈川県主催のいっせい防災行動訓練）」を、また、法人として緊急連絡網を回すことを防災訓練の一環として行う予定です。

消防設備点検は法定点検も含めて年2回専門業者に委託し、行っています。消防設備は種類が多く、女性ばかりの職場であるため専門知識がない私たちが立ち会ってもわからない機器も多いことや、3月の点検時はとても忙しい時期なので、数年前より、点検推進指導員の方々の立会いをお願いして助かっています。そして点検推進指導員は元消防隊員であることをお聞きし、なおさらとても心強く感じました。



管理運営上、安全・安心できる保育所であるために避難訓練等、そして適正な消防設備点検を引き続き実施していきます。その際には、点検推進指導員の方々の立会いもお願いしたいのでよろしくお願ひします。

——点検済表示制度の推進キャンペーン——

点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を!!

当協会における「消防用設備等点検済表示制度」の実施状況は、他県の実施状況と比較し十分といえない結果です。神奈川県は、人口数、業態対象物数及び消防用設備等設置義務対象物状況から見て東京都に次ぐ規模になっています。平成25年度ラベル交付枚数は、1,139,460枚で前年度より103,660枚増加しましたが、当協会の経営状況も今だ厳しい環境下にあります。

当協会では、このような状況を踏まえこの制度の一層の充実を図るために、各種事業を推進しているところであり、県下消防機関に対しても、この制度の推進についてなお一層の協力を要請しているところでもあります。

平成26年度この制度に係る主な推進事業は、

- ①制度推進のため、なお一層の普及啓発事業
- ②点検済証（ラベル）未交付登録会員への協力要請
- ③防火対象物点検時の点検推進指導員派遣

などを実施しております。

点検済表示登録会員の皆様には、点検を終了したら、必ず「全国共通ラベル」を貼付するようお願いいたします。

点検済表示登録会員数

区 分	平成25年4月末会員数	平成26年3月末会員数
1号表示会員	252	252
2号表示会員	14	12
合 計	266	264

——消火器用——



——消火器以外の設備用——



消防用設備等点検済表示管理委員会委員名簿

(平成26年7月 敬称略)

職名	氏名	所属	役職
委員長	田後秀雄	相模原市消防局	参事兼予防課長
副委員長	山田裕之	横浜市消防局	査察課長
〃	金子智哉	川崎市消防局	査察課長
委員	田中晃	横須賀市消防局	予防課長
〃	加藤貴一	藤沢市消防局	査察指導課長
〃	鈴木正	平塚市消防本部	予防課長
〃	高木守	鎌倉市消防本部	予防課長
〃	小池和宏	小田原市消防本部	予防課長
〃	小澤幸雄	茅ヶ崎市消防本部	予防課長
〃	市川伸一	逗子市消防本部	消防予防課長
〃	塚越克己	三浦市消防本部	消防総務課長兼予防課長
〃	小島伸幸	厚木市消防本部	予防課長
〃	萩野谷公一	大和市消防本部	参事兼予防課長
〃	諸星和実	秦野市消防本部	予防課長
〃	金子貞治	伊勢原市消防本部	予防課長
〃	小出真也	座間市消防本部	予防課長
〃	下嶋重光	海老名市消防本部	予防課長
〃	畑山勉	綾瀬市消防本部	予防課長
〃	関口一郎	大磯町消防本部	予防総務課長
〃	尾崎一平	葉山町消防本部	消防総務課長
〃	芝原嘉継	湯河原町消防本部	警防課長
〃	鈴木直幸	箱根町消防本部	予防課長
〃	飯塚真也	寒川町消防本部	予防課長
〃	高橋邦治	二宮町消防本部	消防課長
〃	成瀬英男	愛川町消防本部	消防防災課長
〃	池田雅晴	JFEスチール(株)東日本製鉄所	京浜環境防災室長
〃	岩田亮一	能美防災(株)横浜支社	CSサービス課長
〃	西山有一	モリタ宮田工業(株)東京本社	CS営業部部長
〃	清水廣司	(株)清水商工	代表取締役
〃	石田正	(株)アトラス	代表取締役
〃	竹洞勉	(株)東弘商会	代表取締役
〃	木内忠	共栄防災設備(株)	代表取締役
〃	工藤修	(株)赤塚防災設備	代表取締役
〃	一宮英雄	東京消設(株)	代表取締役
〃	溝呂木義人	(一財)神奈川県消防設備安全協会	常務理事

防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内

表示の種類：防火基準点検済証 防火優良認定証
 防災基準点検済証 防災優良認定証
 防火・防災基準点検済証 防火・防災優良認定証

■防火管理・防災管理の実施状況に対する定期点検報告制度

◆防火対象物定期点検報告制度

一定用途・規模の建物では防火対象物定期点検報告制度が義務化され、平成15年10月から施行されています。

点検報告義務者：防火対象物の管理権原者

点検の実施者：防火対象物点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：消防法施行令別表第1の用途ごとに収容人員・延べ面積・構造等に応じて要否が定められています（消防法施行令第4条の2の2参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

◆防災管理定期点検報告制度

大規模建築物等では大規模地震等に備えて自衛消防組織を設置する等の防災管理業務が義務化され、同時に防災管理業務の実施状況に対する点検報告が義務化されました（平成21年6月1日施行）。

点検報告義務者：防災管理対象物の管理権原者

点検の実施者：防災管理点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：用途・階数・延べ面積によって定められています（消防法施行令第46条、第4条の2の4参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

■点検済表示制度

◆防火基準点検済証

防火対象物点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防災基準点検済証

防災管理点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防火・防災基準点検済証

防災管理点検の対象となる建築物等で防火対象物点検の対象でもあるものは、両方の点検を同時に行い、それぞれの点検基準に適合している場合に、この表示ができます。



■点検報告の特例制度と表示

◆防火対象物定期点検報告義務の免除と表示

防火対象物定期点検報告が必要な建物で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関（に申請し）検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防火優良認定証を表示することができます。

◆防災管理定期点検報告義務の免除と表示（H24.6.1から適用）

防災管理点検報告が必要な建築物等で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関（に申請し）検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防災優良認定証を表示することができます。

◆防火・防災優良認定証の表示（H24.6.1から適用）

防火対象物点検報告の特例及び防災管理点検報告の特例の認定を同時に受けた場合には、防火・防災優良認定証を表示することができます。



■表示までのフロー

●防火基準点検済証、防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証

消防機関へ点検結果報告 → 報告書副本返戻 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行（代金支払い） → 納品 → 表示

●防火優良認定証、防災優良認定証、防火・防災優良認定証

消防機関へ特例認定申請 → 消防機関による検査 → 認定通知 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行（代金支払い） → 納品 → 表示

■表示の種類と頒布価格

表示の種類		仕様（【1】～【6】の説明）	価格
防火基準点検済証	A＝壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【1】	3,240円
	B1＝壁掛式（額縁込）	【2】	5,400円
	B2＝B1の額縁不要のもの	【3】	3,670円
	N＝壁貼付式	【4】	1,540円
防火優良認定証	L＝壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	3,800円
	M1＝壁掛式（額縁込）	【2】	5,860円
	M2＝M1の額縁不要のもの	【3】	3,800円
防災基準点検済証	I＝壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	3,800円
	J1＝壁掛式（額縁込）	【2】	5,860円
	J2＝J1の額縁不要のもの	【3】	3,800円
防火・防災基準点検済証	O＝壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	3,800円
	P1＝壁掛式（額縁込）	【2】	5,860円
	P2＝P1の額縁不要のもの	【3】	3,800円
防災優良認定証	Q＝壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	3,800円
	R1＝壁掛式（額縁込）	【2】	5,860円
	R2＝R1の額縁不要のもの	【3】	3,800円
防火・防災優良認定証	X＝壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	3,800円
	Y1＝壁掛式（額縁込）	【2】	5,860円
	Y2＝Y1の額縁不要のもの	【3】	3,800円
文字プレート	H＝A用	【6】	820円

備考

1. サイズ：A4（縦297mm横210mm）
2. 材質：表面＝透明アクリル、背面＝塩化ビニール（N＝透明塩化ビニール）
3. 価格：文字記入の費用及び消費税が含まれています。
4. 送料：別途必要です（文字プレート（H）のみ購入時は無料）。
5. B1・M1・J1・P1・R1・Y1：額縁とセットとなっています。
6. B2・M2・J2・P2・R2・Y2：手持ちの額縁がある場合にご利用ください。
7. 壁掛式：背面に壁掛け用の紐があり、スタンド用の脚がないものです。
壁貼付式：裏面に両面テープがついており、ご自分で貼るものです。
スタンド式：裏面にスタンド用の脚が付いています。
8. A：文字の部分がプレート差込式（文字プレート（H）を使用）となっています。
9. H：1年ごとの更新時にご利用ください（初回購入時は本体に含まれています。）。

■購入方法等

申込方法：購入申込書に必要書類を添えて、協会へFAXにてお申込みください。

⇒防火基準点検済証・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式1＋別紙1＋必要書類

⇒防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証・・・・様式1＋別紙1＋必要書類

⇒防火優良認定証・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2＋別紙2＋必要書類

⇒防災優良認定証、防火・防災優良認定証・・・・・・様式2＋別紙2＋必要書類

納 期：入金確認後2週間程度を要します。

支払方法および送料：銀行振込（前払い）

申込受付後、協会から請求書を送付します。

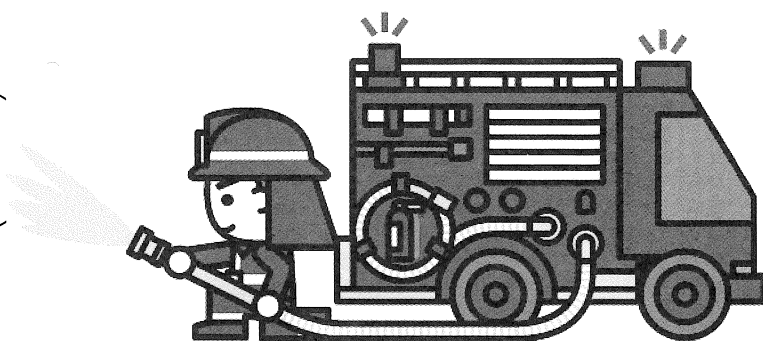
送料については、お問合わせ下さい。

申込用紙：当協会のホームページよりダウンロードして下さい。

U R L：http://www.02-ksk.or.jp

— 2014年度全国統一防火標語 —

もういいかい
火を消すまでは
まあだだよ



〈平成25年12月以降の主な通知〉

発 番 号	日 付	発 信 者	標 題
消防予第484号	12月19日	消防庁次長	違反対象物に係る公表制度の実施について(通知)
消防予第487号	12月19日	消防庁予防課長	違反対象物に係る公表制度における運用について(通知)
消防予第489号	12月24日	消防庁予防課長	ホテル・旅館等に係るフォローアップ調査(第3回)の実施について
消防予第492号	12月27日	消防庁次長	消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について
事務連絡	1月9日	消防庁予防課	検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等に係るホームページへの掲載について
消防予第2号	1月10日	消防庁予防課長	住宅用火災警報器設置状況調査方法について
消防予第3号	1月10日	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の設置状況調査について
消防予第5号	1月10日	消防庁予防課長	消防法施行規則第4条の2の6第1項で定める点検基準に係る点検要領等についての一部改正について
消防予第6号	1月10日	消防庁予防課長	消防法第8条の2の3に定める特例認定に係る運用についての一部改正について
消防予第7号	1月10日	消防庁予防課長	消防法施行規則第51条の14で定める点検基準に係る点検要領等についての一部改正について
消防予第8号	1月10日	消防庁予防課長	消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3に定める特例認定に係る運用についての一部改正について
消防予第20号	1月31日	消防庁次長	火災予防条例(例)の一部改正について(通知)
消防予第33号	2月7日	消防庁予防課長	改正火災予防条例(例)の運用について(通知)
消防予第39号	2月12日	消防庁予防課長	表示マークの掲出及び使用開始日等について(通知)
消防予第42号	2月14日	消防庁予防課長	「火災予防条例(例)中に規定する標識類及び届出書の様式について」の一部改正について
消防予第60号	3月7日	消防庁予防課長	防火対象物に係る表示制度の実施に伴う「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」の運用について
消防予第61号	3月7日	消防庁予防課長	ホームページ等における表示マークの使用方法等について
事務連絡	3月7日	消防庁予防課	救助袋の取扱い訓練時における安全管理の徹底について

神奈川県 消防設備会報

発 番 号	日 付	発 信 者	標 題
消防予第81号	3月14日	消防庁予防課長	消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）
消防予第100号	3月24日	消防庁予防課長	防火対象物に係る表示制度の執務資料の送付について
消防予第101号	3月26日	消防庁次長	消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について
消防予第118号	3月28日	消防庁予防課長	消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）
消防予第138号	3月31日	消防庁予防課長	消防用設備等の点検要領の一部改正について
消防予第167号	4月14日	消防庁予防課長	蓄電池設備の基準の一部を改正する件等の公布について
消防予第179号	4月25日	消防庁予防課長	「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件」の運用について（通知）
消防予第183号	4月28日	消防庁予防課長	平成26年度防火対象物実態等調査の実施について（依頼）
消防予第206号	5月13日	消防庁予防課長	「平成26年度住宅防火防災推進シンポジウム」の開催について
消防予第220号	5月21日	消防庁予防課長	ヘキサプロモシクロドデカンが第一種特定化学物質に指定された件について
消防予第226号	5月23日	消防庁予防課長	表示マークの商標権の設定及び虚偽又は類似の表示マークへの対応について

(一財)日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧表

刊行物注文書

(一財)神奈川県消防設備安全協会 御中
下記の刊行物を注文いたします

発注者			
送り先	住所		
	会社名		TEL
	担当者		FAX

(定価は消費税込)

コード	刊行物名	注文部数	定価	金額	備考
消防設備士試験準備用テキスト					
8000	消防用設備六法		1,950		
8007	電気と機械の基礎知識		750		
8001	消防設備士受験直前対策	第1・2・3類用	1,950		
8002		第4・7類用	1,230		
8003		第5・6類用	1,230		
8004	消防設備等基本テキスト	消火設備編	3,180		
8005		警報設備編	3,080		
8006		避難・消火器編	2,570		
8008	<重要ポイント解説付> 消防設備士受験対策例題集	法令編	2,570		
8009		第1類	2,460		
8010		第4類	2,460		
8011		第6類	2,260		
一般参考図書					
8016	消防用設備等の型式失効一覧		2,460		
8017	消防用設備等試験実務必携		3,700		
8018	消防用設備等点検実務必携		3,990		
8019	防火対象物・防災管理点検実務必携		3,590		
合計					部

TEL 045-201-1908

振込み銀行 横浜銀行 本店

FAX 045-212-0971

普通預金：0093790

口座名義：(一財)神奈川県消防設備安全協会

※振込み手数料はご負担願います。

※お振込み確認後宅配便（送料着払い）にて発送いたします。

協会からのお知らせ

○平成26年度消防用設備セミナー開催のお知らせ

日 時 平成26年11月11日(火) 13:30~16:30

場 所 かながわ労働プラザ 3F 多目的ホール

内 容 日本消防設備安全センターの違反是正支援センターと当協会の主催で、数年に1回程度開催する大変貴重な機会のセミナーです。

セミナー開催の趣旨は、適正な消防用設備等の設置と点検を推進するため、消防用設備等に係る事故事例や点検業務に関連した内容について、専門家による講演を行い、安全・安心な建物の維持管理を図ることを目的としています。

募集対象 当協会の会員及び神奈川県内の消防機関職員です。

詳細は、決定次第、改めてお知らせをいたします。

○消防設備士講習会について

平成26年度消防設備士講習会の受付期間は、8月末日までとじていましたが、定員に達していない会場については継続して受け付けております。

空き状況については、ホームページで随時ご確認いただくか、直接、当協会までお問合せください。

○第1種・第2種消防設備点検資格者講習実施日程

第1種 平成26年11月26日(水)~28日(金) (申請期間

第2種 平成26年12月17日(水)~19日(金) 10月1日~24日)

○消防設備点検資格者再講習日程

第1種 平成27年1月27日(火) (受付期間

第2種 平成27年1月28日(水) 平成26年11月25日~12月11日)

第1種 平成27年2月 4日(水) (受付期間

第2種 平成27年2月 5日(木) 平成26年12月12日~12月25日)

※平成21年度に免状の公布を受けた方は、今年度中に受講をしてください。

ご不明な点はお問合せください。

○当協会宛てのE-mailアドレスを変更しました。

info@02-ksk.or.jp (旧アドレス: kanassak@minos.ocn.ne.jp)

なお、暫くの期間は、両方のメールアドレスとも届くようにしています。

防火対象物の消防設備等点検時に 点検推進指導員を派遣する制度について

当協会では、平成21年度から公益事業を更に強化するために県内の防火対象物における消防設備等点検業務に対し、協会職員である点検推進指導員を無償で派遣し業務に立合う制度を実施して県民の「安心・安全」をご支援いたします。

点検推進指導員の派遣立会制度の流れ

点検立会の依頼

*点検立会の依頼は、建物オーナー・防火管理者及び点検事業者から依頼します。

点検立会確認書

*保守・点検実施状況を確認する。

点検立会確認書の通知

*保守・点検実施状況を確認し確認書を建物オーナー・点検事業者及び消防長又は消防署長に通知します。

掲載・広報

*保守・点検実施に立会った結果、点検が誠実かつ適正に行われていると認められた事業所を当協会のホームページ上に掲載する。

*防災・広報紙等に掲載し点検事業者の「信用・信頼」を高めます。



一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地
(シルクセンター4階408号室)

TEL (045) 201-1908

FAX (045) 212-0971

<http://www.02-ksk.or.jp/index.html>